

人 企 一 1 0 7 0

令 和 6 年 9 月 4 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 8—1 2（職員の任免）の運用について」の一部改正
について（通知）

「人事院規則 8—1 2（職員の任免）の運用について（平成 2 1 年 3 月 1 8 日
人企一 5 3 2）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 6 年 1 2 月 1 日以降
は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 9 条関係 1・2 （略） 3 前項の規定による場合以外の 場合には、この条の第 2 項の規 定により、試験機関（第 9 条第 5 項に規定する試験機関をい う。以下同じ。）（次の各号に	第 9 条関係 1・2 （略） 3 前項の規定による場合以外の 場合には、この条の第 2 項の規 定により、試験機関（第 9 条第 5 項に規定する試験機関をい う。以下同じ。）（次の各号に

掲げる採用試験にあつては、当該各号に定める者とする。以下この項において同じ。)が適当と認める他の名簿に記載されている者を採用することができる。この場合において、試験機関は、任命権者が補充しようとする官職と職務の複雑と責任の度が同等で職務内容が十分類似している官職を対象とする名簿(対象試験と異なる種類の規則8—18第3条に掲げる採用試験(同条第4項に掲げるものにあつては、経験者採用試験である採用試験)及び異なる区分の区分試験の結果に基づき作成された名簿を含む。)を適当な名簿として認めるものとする。

一 (略)

二 規則8—18第3条第2項第1号に掲げる採用試験のうち行政及び教養の区分試験、同項第2号に掲げる採用試験のうち事務、事務(社会人)、技術及び技術(社会人)の区分試験並びに第3項

掲げる採用試験にあつては、当該各号に定める者とする。以下この項において同じ。)が適当と認める他の名簿に記載されている者を採用することができる。この場合において、試験機関は、任命権者が補充しようとする官職と職務の複雑と責任の度が同等で職務内容が十分類似している官職を対象とする名簿(対象試験と異なる種類の規則8—18第3条に掲げる採用試験(同条第4項に掲げるものにあつては、経験者採用試験である採用試験)及び異なる区分の区分試験の結果に基づき作成された名簿を含む。)を適当な名簿として認めるものとする。

一 (略)

二 規則8—18第3条第2項第1号に掲げる採用試験のうち行政の区分試験、同項第2号に掲げる採用試験のうち事務、事務(社会人)、技術及び技術(社会人)の区分試験並びに第3項第3号及び第9

第3号及び第9号に掲げる採用試験 人事院地方事務局長 又は人事院沖縄事務所長 4～8 (略)	号に掲げる採用試験 人事院 地方事務局長又は人事院沖縄 事務所長 4～8 (略)
--	---

以 上